

## 多子世帯負担軽減の影響について

### 1. 多子軽減の対象件数（毎月の延べ件数）

（単位：件）

|                  | 公立管内   | 私立     |
|------------------|--------|--------|
| 改正前              | 1, 159 | 5, 884 |
| 改正後              | 1, 427 | 7, 540 |
| 増件数<br>（改正後－改正前） | 268    | 1, 656 |

#### 【増件数の内訳】

改正前：第 1 子→改正後：第 2 子：公立管内 220 件、私立 1, 367 件

改正前：第 1 子→改正後：第 3 子以上：公立管内 48 件、私立 289 件

#### 【参考】

改正前：第 2 子→改正後：第 3 子以上：公立管内 108、私立 644 件

### 2. 改正による影響額（市の負担額）

公立管内 5, 846, 600 円……都補助の対象外。一般財源で対応。

私立 35, 297, 200 円……都補助の対象。10/10 補助。

※件数及び金額は平成 30 年度決算（速報値）ベース（0～2 歳児分）

※件数には市の A 階層と B 階層（保育料が 0 の階層）は含まない